

# 公的年金におけるリスク管理について

(小野正昭氏資料)

平成26年11月12日

# 公的年金における リスク管理について

第60回社会保障審議会年金数理部会

於: 全社協・灘尾ホール

みずほ年金研究所 研究理事 小野正昭

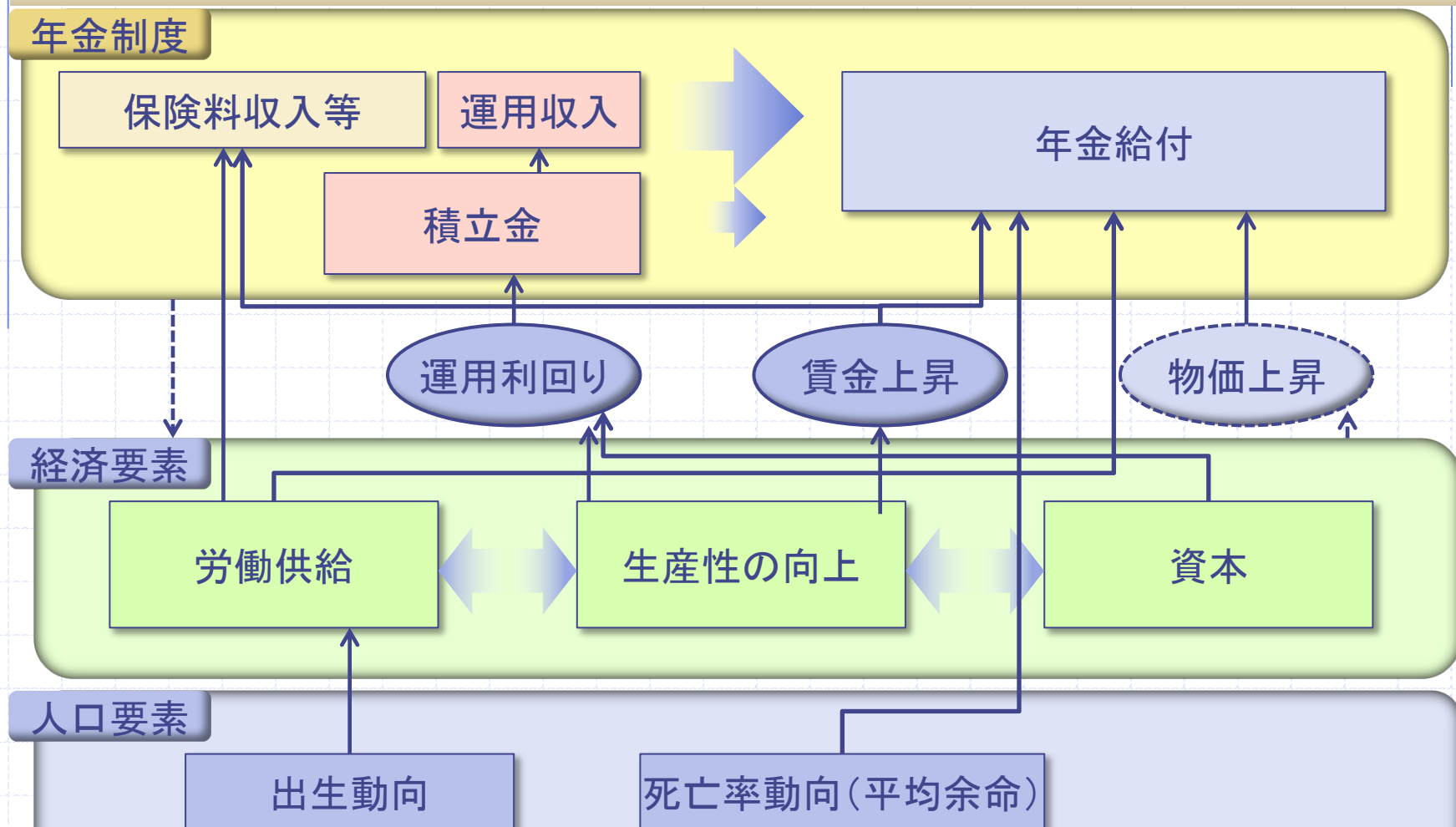
注) 本資料およびご説明内容については筆者の個人的見解であり、所属する組織・グループ等を代表するものではありません。

# ご説明の内容

- アクチュアリーと業務分野
- 平成26年財政検証結果の確認
- 公的年金のリスク管理における考慮事項
- 年金数理部会の役割と期待

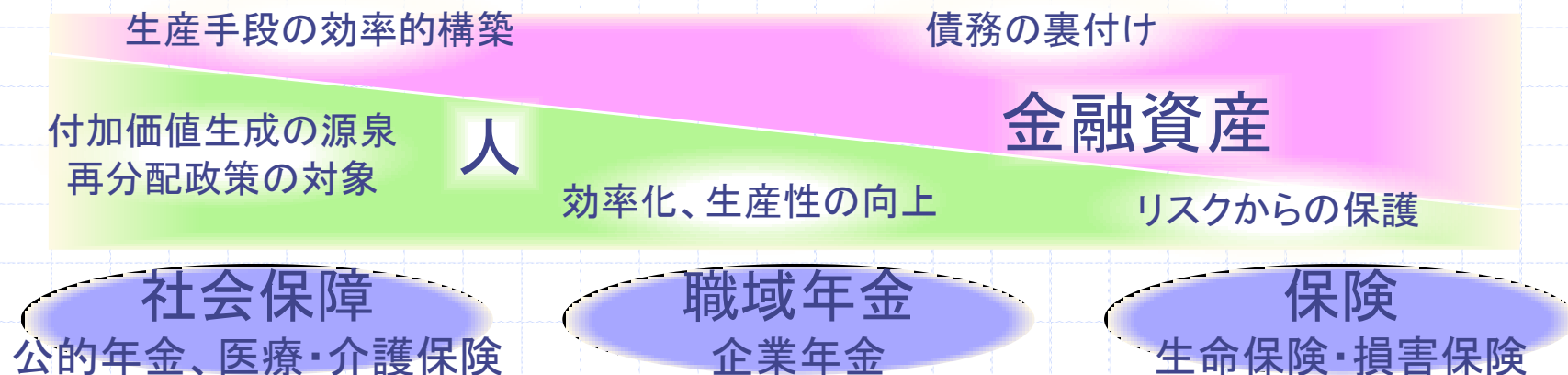
# 公的年金のシミュレーションモデルの基盤

年金財政と諸要素の関係(長期モデルを単純化したイメージ図)



# 社会保障／職域年金／保険

## 「人」と「金融資産」に対する考え方



## 「人」の捉え方

- 社会保障では付加価値生成の源泉であり再分配政策の対象と捉える
- 企業年金では人的資源として効率化・生産性の向上の対象と捉える
- 保険分野ではリスクの発生源であり経済的損失の保護の対象と捉える

## 「金融資産」の捉え方

- 社会保障では生産手段構築のための財の移転の結果と捉える
- 企業年金や保険では債務を裏付ける請求権として金融資産を捉える

# 2004年改正における財政フレームワーク

## 国民年金・厚生年金の給付と負担の関係と財政検証

- 上限を固定した上での保険料の引上げ(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用(おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

人口や経済の動向

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
  - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
- を行い、年金財政の健全性を検証する

財政検証

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

# 人口および経済の前提

## 将来推計人口

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	出生高位 1.60	{ 男 79.55 女 86.30	死亡高位 { 男 83.22 女 89.96
	出生中位 1.35		死亡中位 { 男 84.19 女 90.93
	出生低位 1.12		死亡低位 { 男 85.14 女 91.90

## 経済前提(長期)

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

出所: 第21回社会保障審議会年金部会(平成26年6月3日)資料1-1をもとに筆者作成

# 平成35(2023)年度までの経済前提

## ○ 内閣府 経済再生ケースに準拠する経済前提 (ケースA~ケースE)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6 %	2.7 %	2.7 %	2.2 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6 %	▲0.2 %	▲0.2 %	1.4 %	1.7 %	1.8 %	1.9 %	1.9 %	2.2 %	2.1 %
名目賃金上昇率	1.0 %	2.5 %	2.5 %	3.6 %	3.7 %	3.8 %	3.9 %	3.9 %	4.2 %	4.1 %
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3 %	▲0.8 %	▲0.5 %	0.4 %	1.1 %	1.6 %	2.0 %	2.3 %	2.6 %	2.9 %
名目運用利回り(※2)	1.3 %	1.9 %	2.2 %	2.6 %	3.1 %	3.6 %	4.0 %	4.3 %	4.6 %	4.9 %

## ○ 内閣府 参考ケースに準拠する経済前提 (ケースF~ケースH)

	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)
物価上昇率(暦年※1)	2.6 %	2.3 %	2.0 %	1.4 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %
実質賃金上昇率 (対物価上昇率)	▲1.6 %	▲0.7 %	0.3 %	1.5 %	1.6 %	1.5 %	1.4 %	1.3 %	1.5 %	1.5 %
名目賃金上昇率	1.0 %	1.6 %	2.3 %	2.9 %	2.8 %	2.7 %	2.6 %	2.5 %	2.7 %	2.7 %
実質運用利回り (対物価上昇率)(※2)	▲1.3 %	▲0.7 %	▲0.1 %	0.7 %	1.2 %	1.5 %	1.7 %	1.9 %	2.0 %	2.2 %
名目運用利回り(※2)	1.3 %	1.6 %	1.9 %	2.1 %	2.4 %	2.7 %	2.9 %	3.1 %	3.2 %	3.4 %

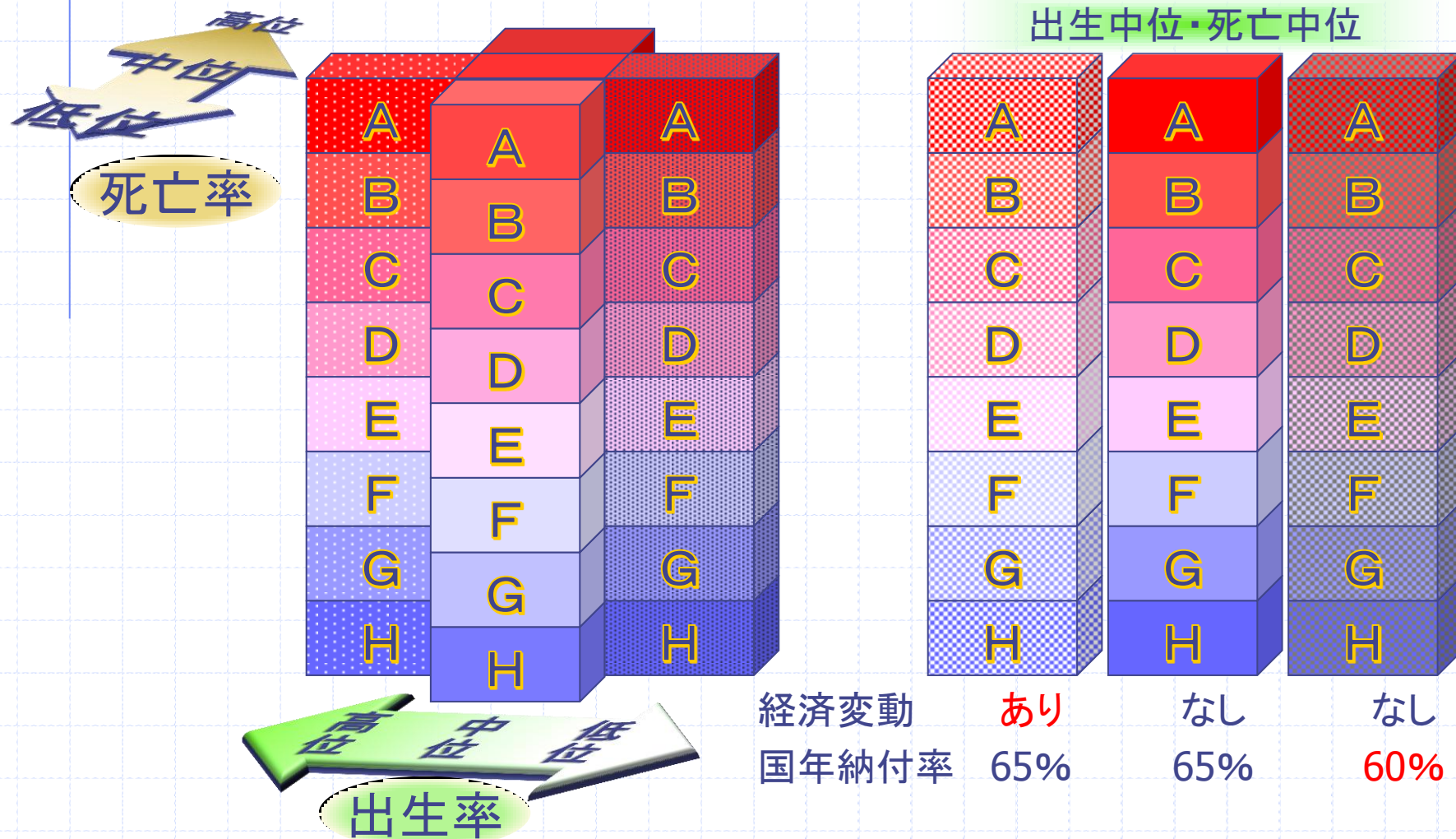
(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。

(※2) 名目運用利回りの設定は、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか(分散投資効果)を0.4%(平成36(2024)年度以降の長期の経済前提における設定を参考)として、これを加味して設定。また、平成21年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。



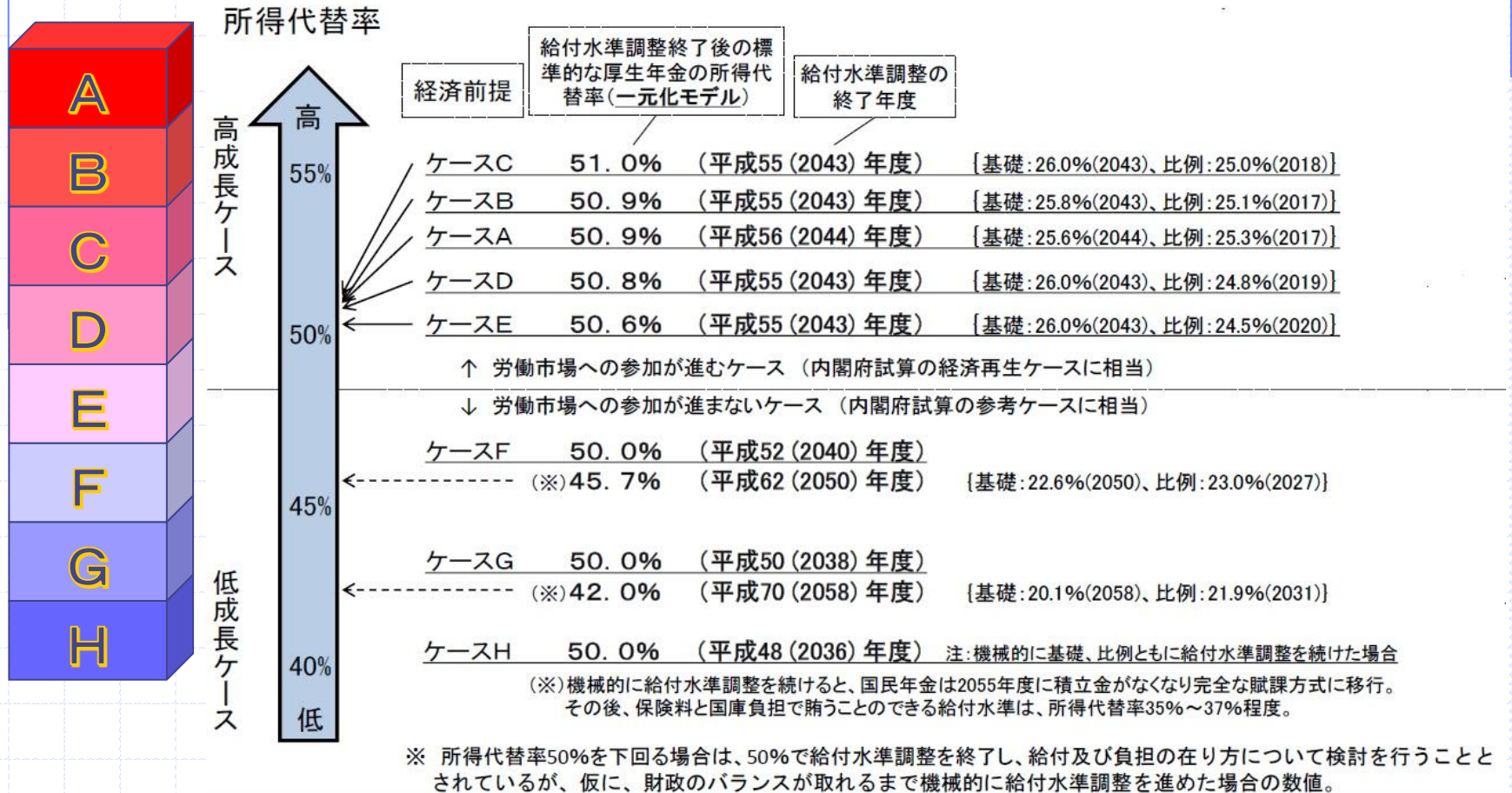
# 平成26年財政検証結果の総括

出生中位・死亡中位を基軸とした79通りのシミュレーション



# 平成26年財政検証結果

## 所得代替率の将来見通し(平成26年財政検証)



# 出生率と死亡率(→平均寿命)の仮定

図4-1 合計特殊出生率の推移：中位・高位・低位推計

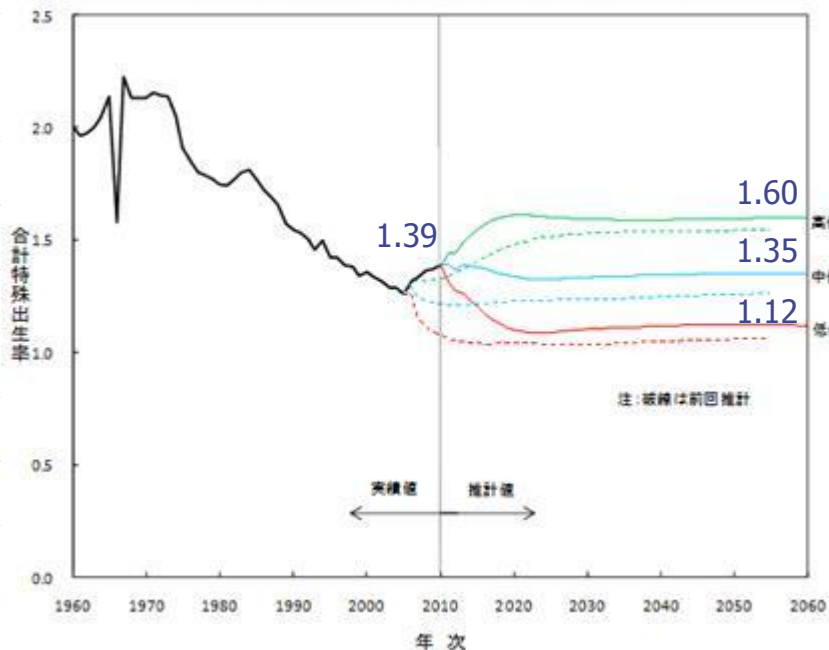
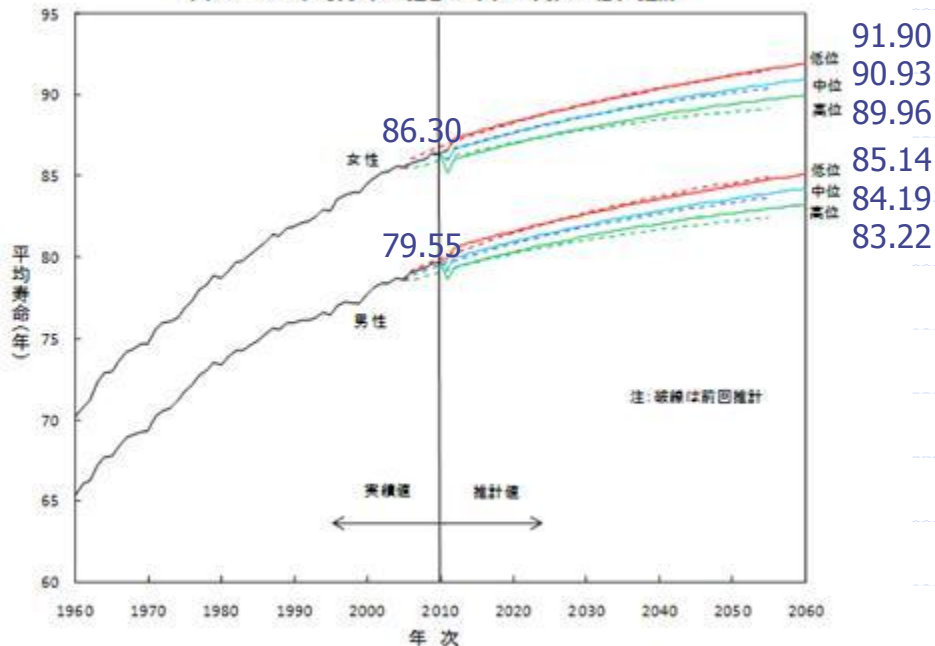


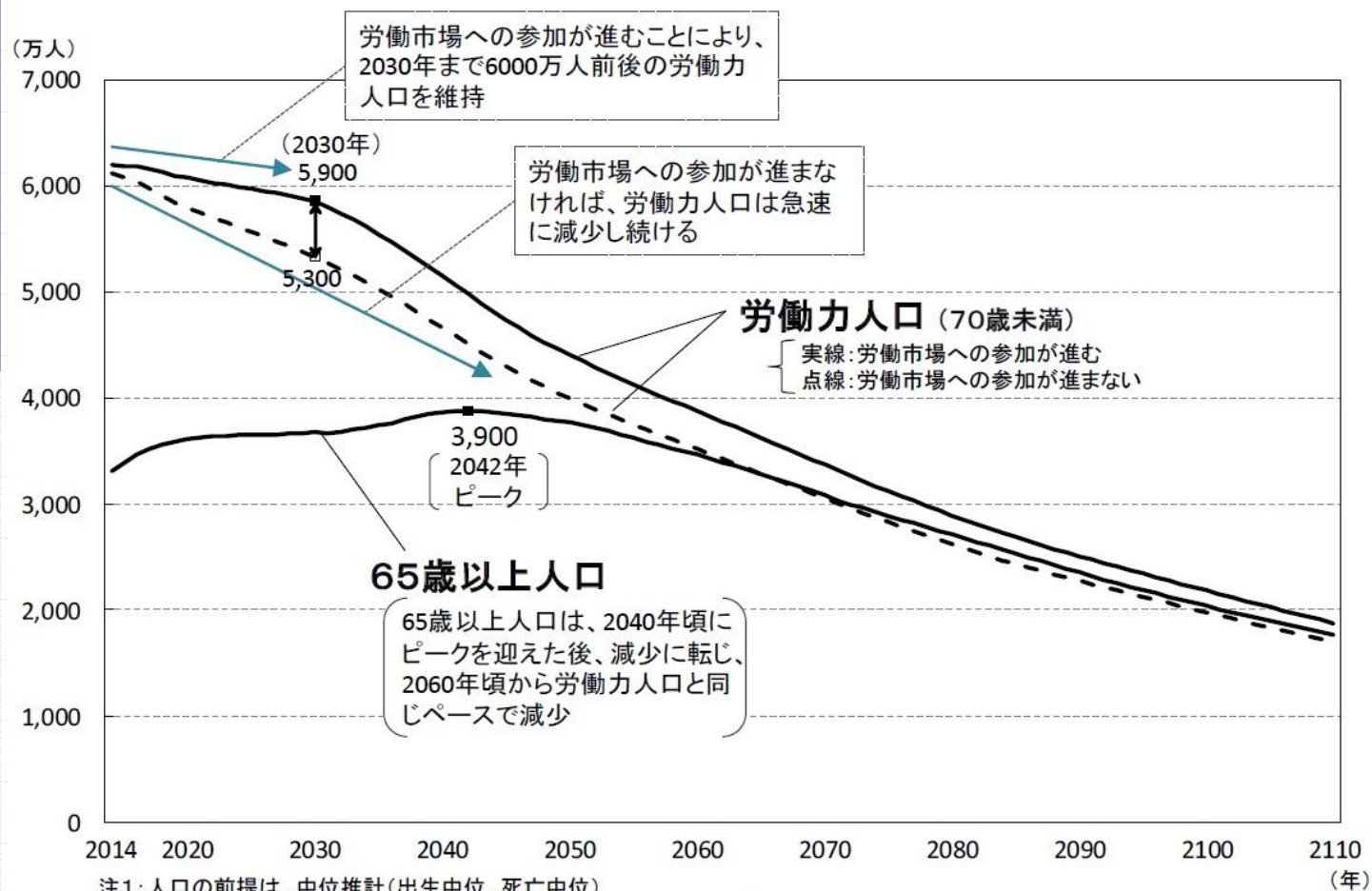
図4-2 平均寿命の推移：中位・高位・低位推計



出所：日本の将来推計人口(平成24年1月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

# 人口推計と労働力需給推計による将来像

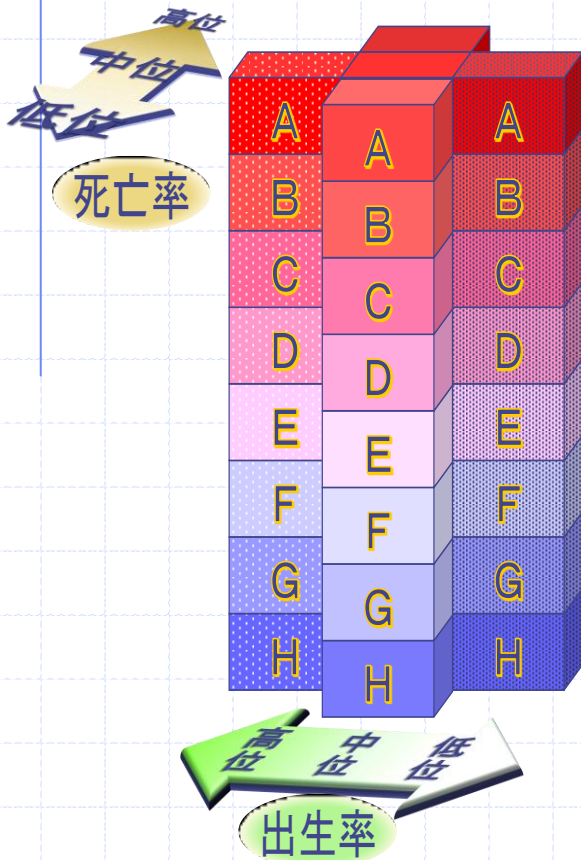
## 労働力人口と65歳以上人口の推移(出生中位、死亡中位)



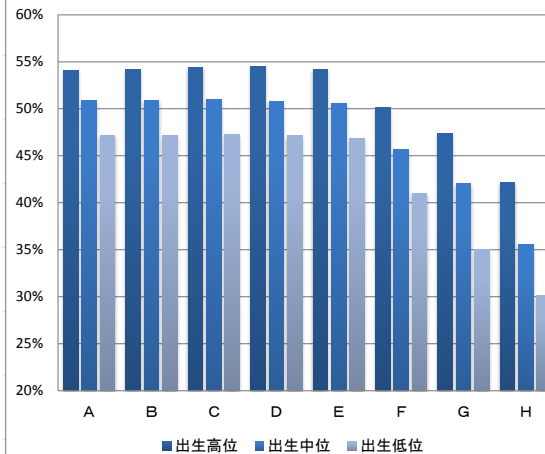
注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)  
注2: 労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

# 出生率・死亡率の仮定の影響

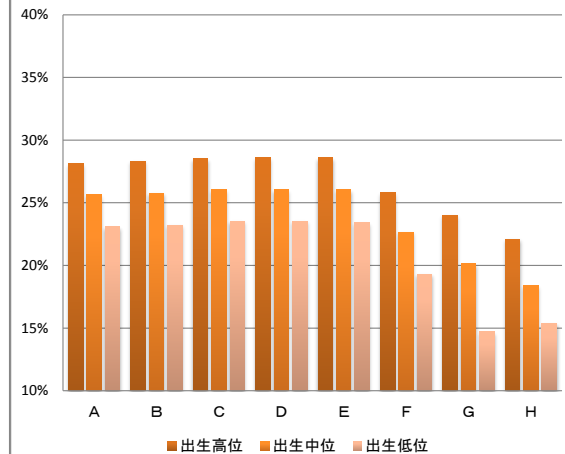
各ケースにおける所得代替率への影響(基礎年金+報酬比例年金、基礎年金)



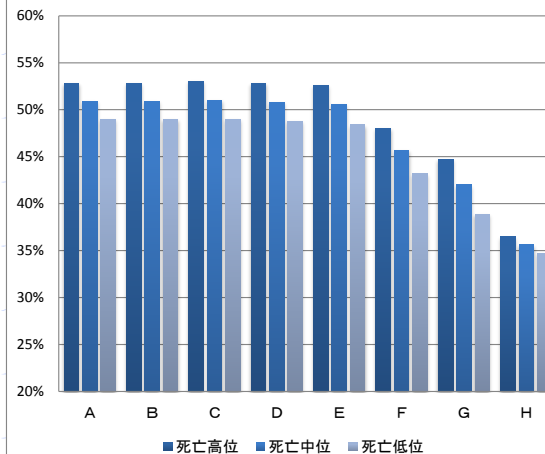
出生率の影響・厚生年金



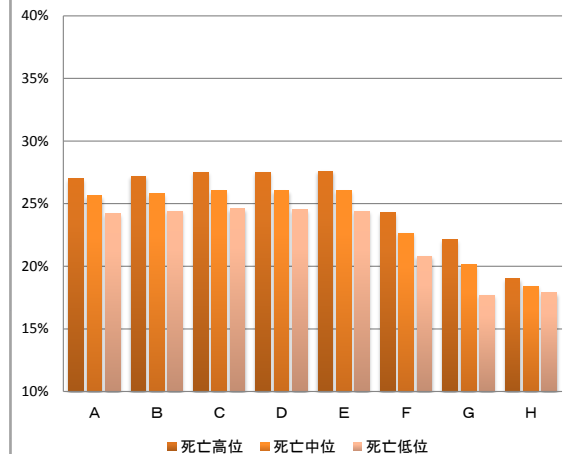
出生率の影響・基礎年金



死亡率の影響・厚生年金



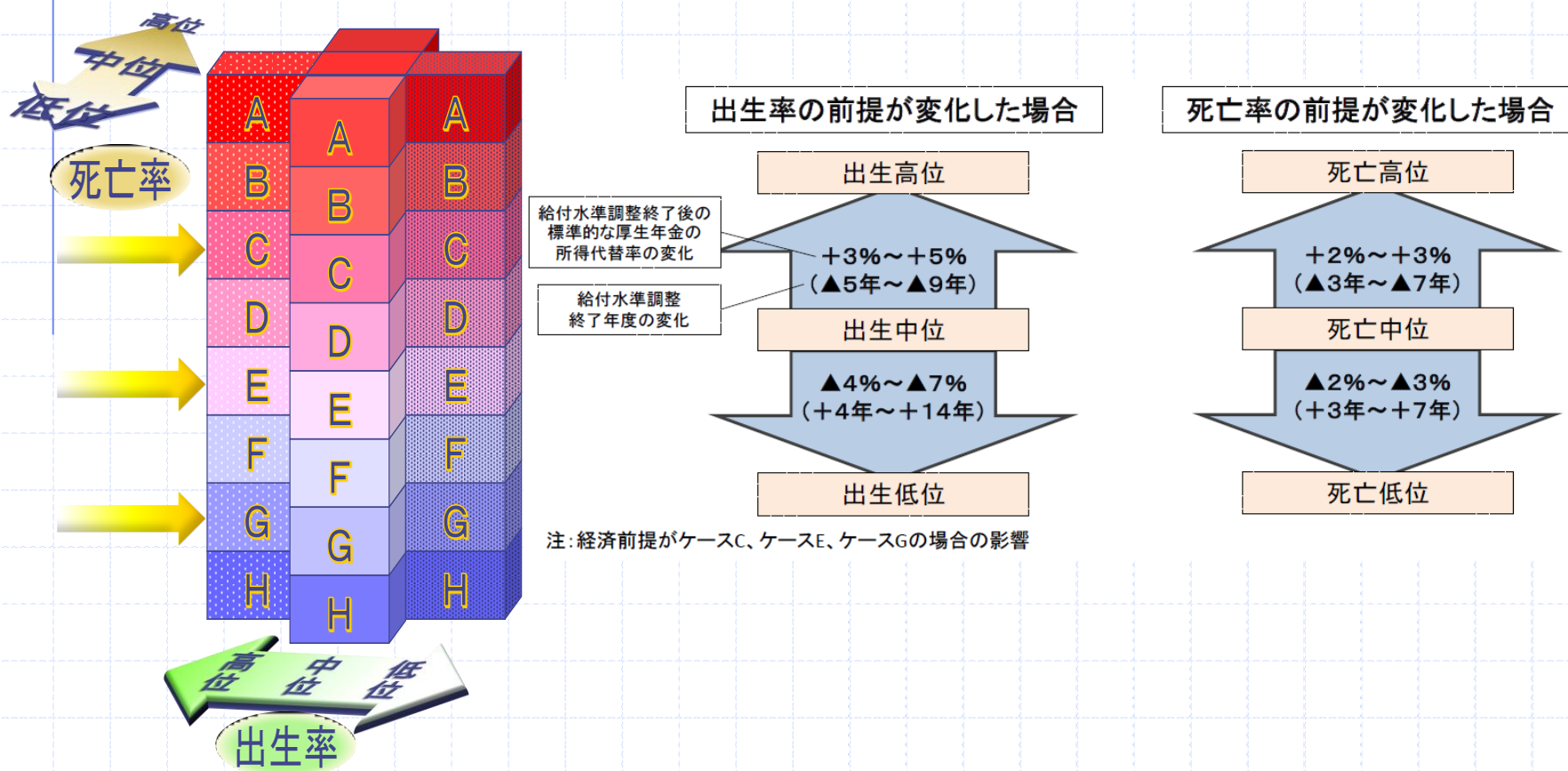
死亡率の影響・基礎年金



出所:「平成26年財政検証詳細結果等」(厚生労働省)から筆者作成。所得代替率が50%を下回るケースでは、機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を採用。積立金が枯渇するケースでは、以降の年度の所得代替率の平均値を算出。

# 出生率・死亡率の仮定の影響

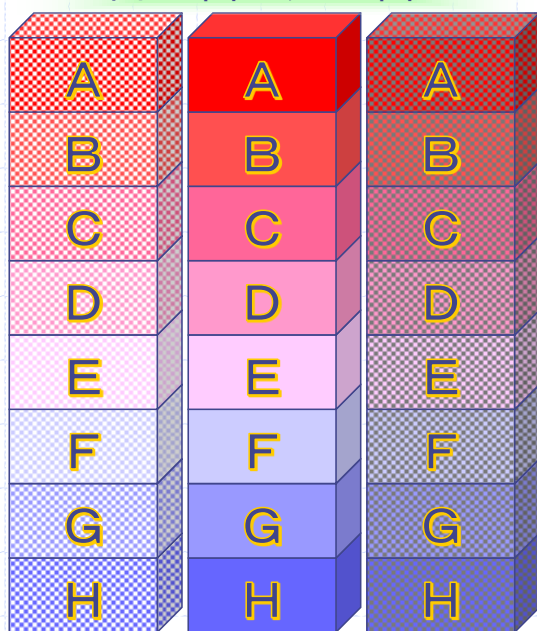
各ケースにおける所得代替率への影響(基礎年金+報酬比例年金、基礎年金)



# 経済変動と納付率の仮定の影響

インフレ率が変動することによる影響と国民年金保険料の納付率の影響

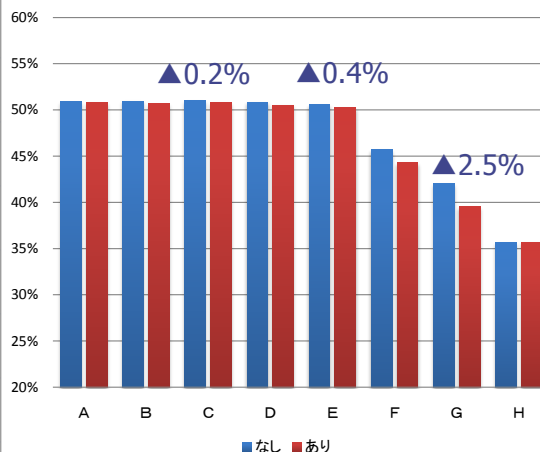
出生中位・死亡中位



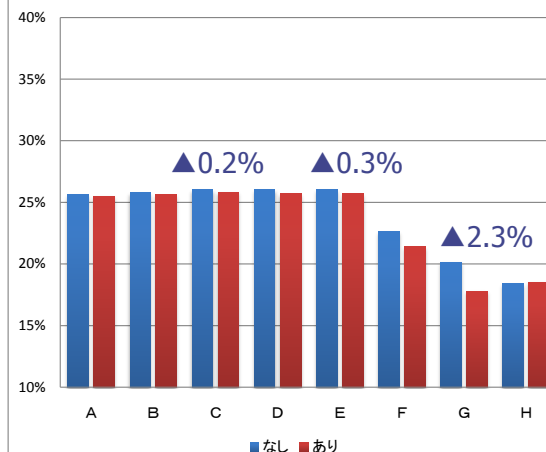
経済変動	あり	なし	なし
国年納付率	65%	65%	60%

出所:「平成26年財政検証詳細結果等」(厚生労働省)から筆者作成。所得代替率が50%を下回るケースでは、機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を採用。積立金が枯渇するケースでは、以降の年度の所得代替率の平均値を算出。

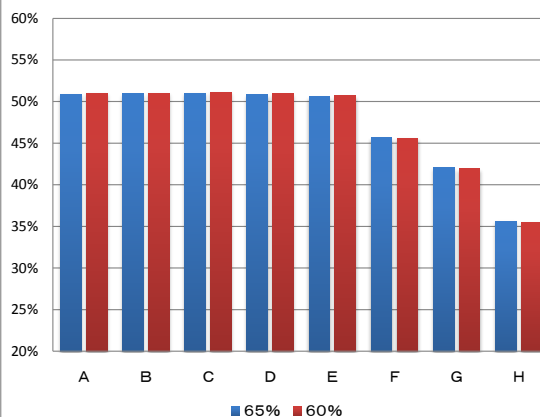
経済変動の影響・厚生年金



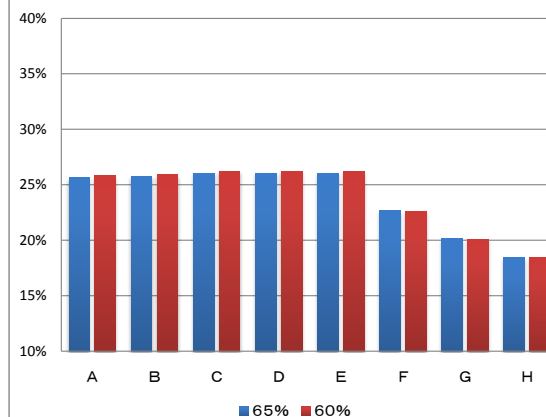
経済変動の影響・基礎年金



国民年金保険料の納付率の影響  
厚生年金



国民年金保険料の納付率の影響  
基礎年金



# 長期予測における仮定の不確実性

## 財政検証結果を受け止める際の留意点①

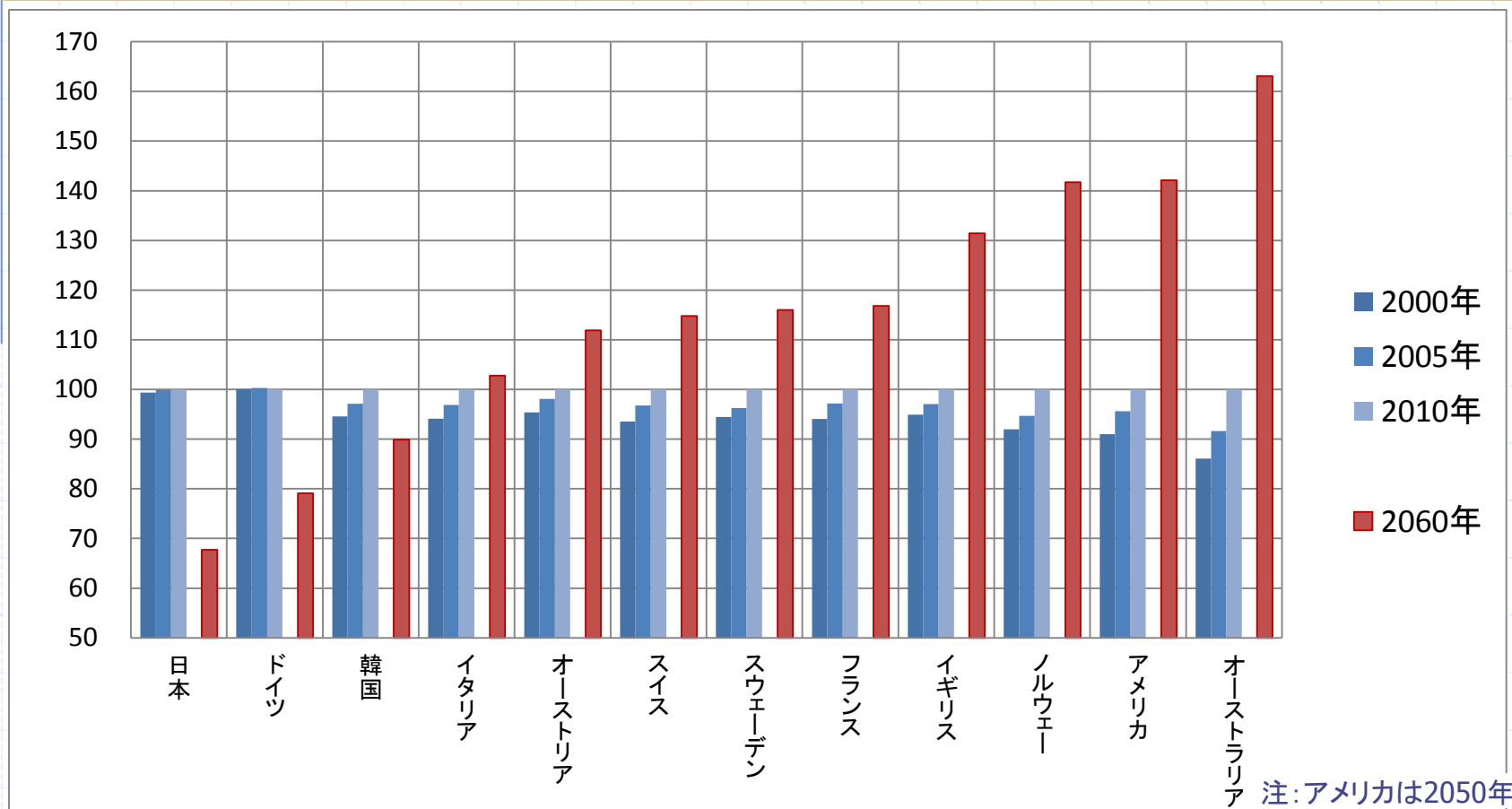
- 全要素生産性(TFP)上昇率、物価(CPI)上昇率、労働力率等の経済変数は、今後の政策や需給関係に大きく依存するため、理論的に設定できるものではない。
- 主要国中、2010年までの10年間に亘り総人口が横ばいで推移したのは日本の他にはドイツしかない。さらに、各国による2060年時点の総人口の推計では、日本が最も悲観的なシナリオとなっている(次ページ参照)。我々は、このような社会を経験していない。
- 人口推計も「予想」でなく、実績の「投影」である。出生率や国際人口移動は、政策に強く影響されると考えられる。さらに、死亡率の将来推計結果は採用したモデルに依存するし、超長期を考えると、人の誕生や死亡の概念も大きく変わるかもしれない。
- 従って、人口推計は足元の期間について精度の高い予測を提供するかもしれないが、超長期では不確実と考えることが妥当と思われる。

▶ だからこそ、複数の仮定の下での「投影」を定期的を実施し、その結果を冷静に受け止め、必要な対応策を検討することが重要となる。



# 各国各様の人口推計

2010年を基準 (=100) とした主要各国の総人口の実績と2060年時点の推計

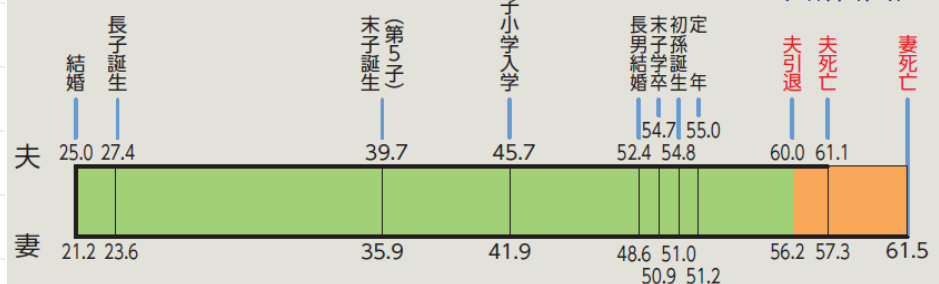


出所: 国連 “World Population Prospects, the 2010 Revision” および  
 「日本の将来推計人口」(人口問題研究資料 第327号(平成25年1月31日)をもとに筆者作成

# ライフサイクルの変化と財政検証

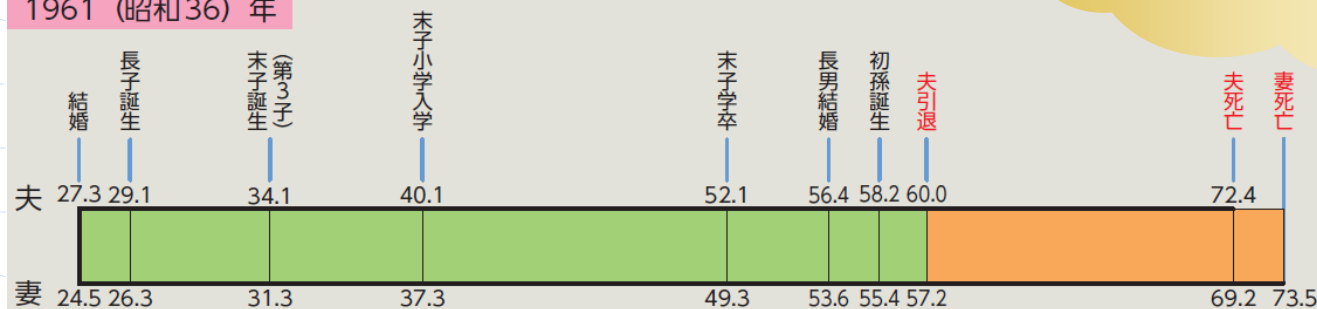
## 財政検証結果を受け止める際の留意点②

1920 (大正9) 年 出所(図):平成24年版厚生労働白書 第1部 第6章より

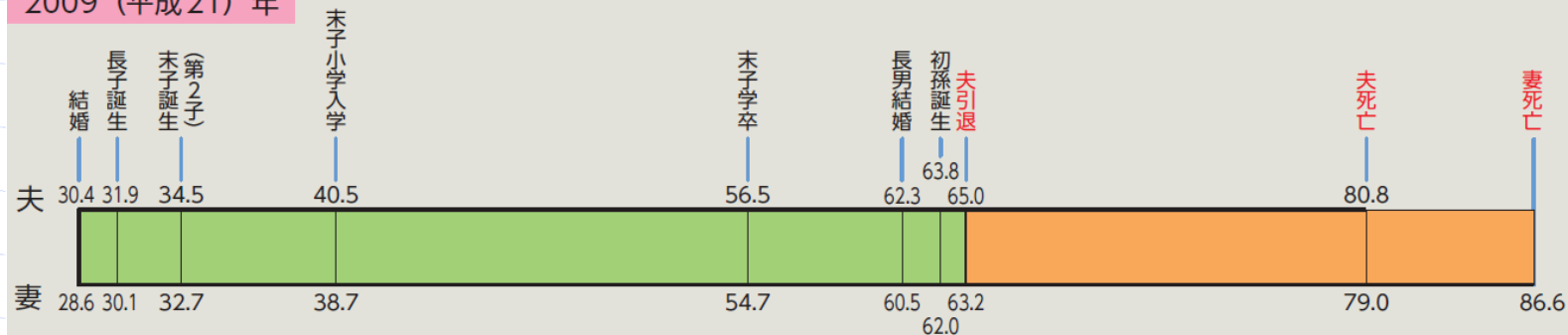


人口推計は少子化・高齢化(長寿化)を反映しているが、年金制度は固定された年齢以降を引退期間としている。

1961 (昭和36) 年



2009 (平成21) 年

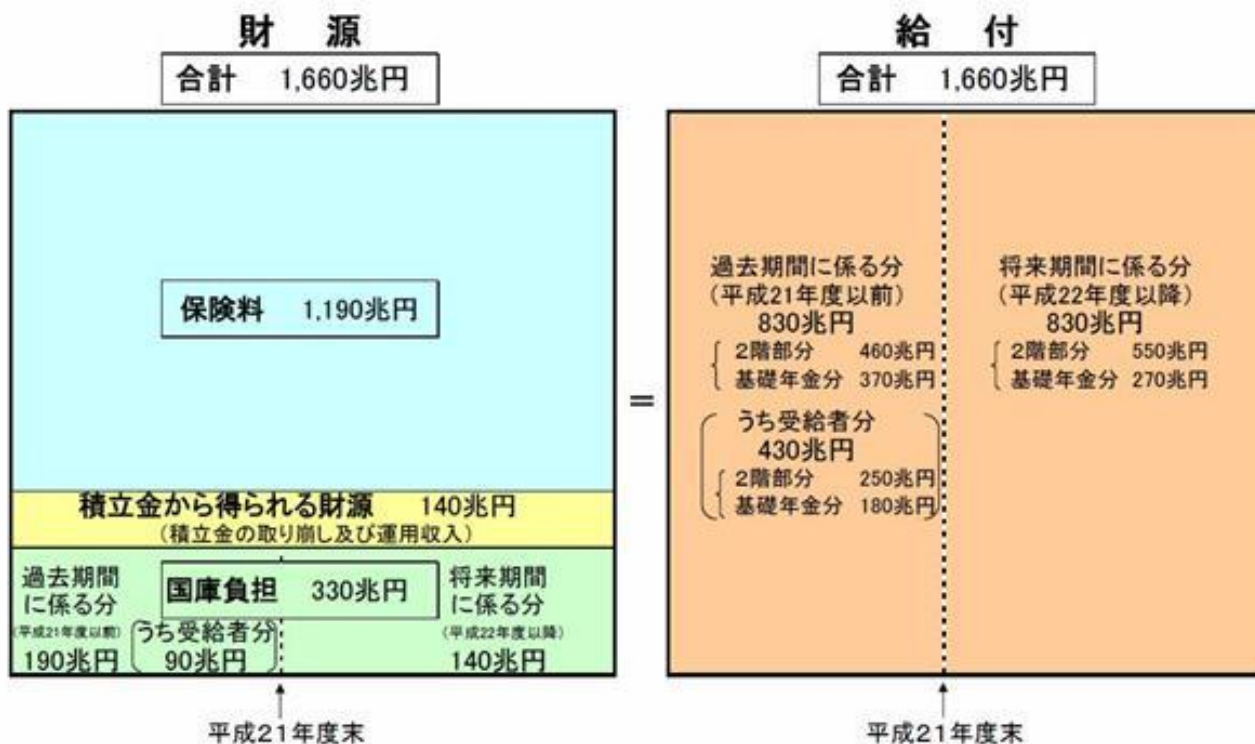


# バランスシートから得られる教訓

平成21年財政検証で公表された財源と給付の内訳(厚生年金)

第4-2-5図 厚生年金の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)

—平成21年財政検証、基本ケース—



(注)長期的な経済前提は次の通り。  
 賃金上昇率 2.5%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 4.1%

出所:「平成21年財政検証結果レポート—国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(詳細版)—」  
 厚生労働省年金局数理課(平成22年3月) P.352

# バランスシートから得られる教訓

積立方式を持ち込むことによる混乱

## 給付債務

過去期間に係る分  
(平成21年度以前)  
830兆円

〔2階部分 460兆円  
基礎年金分 370兆円〕

うち受給者分  
430兆円

〔2階部分 250兆円  
基礎年金分 180兆円〕

500兆円

140兆円

積立金

過去期間に係る分  
(平成21年度以前)  
190兆円  
(うち受給者分 90兆円)

国庫負担

積立不足？  
世代間の不公平？  
債務超過？



スウェーデンの整理は、  
より成熟していると思われる

# バランスシートから得られる教訓

## スウェーデンの公的年金のバランスシート

公的年金(NDC部分)の貸借対照表

資 産 負 債

1兆580億SEK

バッファー基金 (第1~4、第6基金) <i>F</i>	受給者
保険料資産 <i>C · TD</i> 7兆1230億SEK	
	年金債務 <i>V</i> 受給者以外 8兆530億SEK
8兆1800億SEK	剰 余 1270億SEK 8兆1800億SEK

保険料資産 = 年間保険料 (*C*) × 滞留期間 (*TD*) ※

※ 保険料拠出時から年金受給時までの平均期間

賦課方式における世代間の連帯を  
資産と見做した場合の  
評価額とも考えられる

貸借比率 =  $\frac{\text{保険料資産} + \text{バッファー基金}}{\text{年金債務}}$

# バランスシートから得られる教訓

## スウェーデンのバランスシートから得られる教訓※

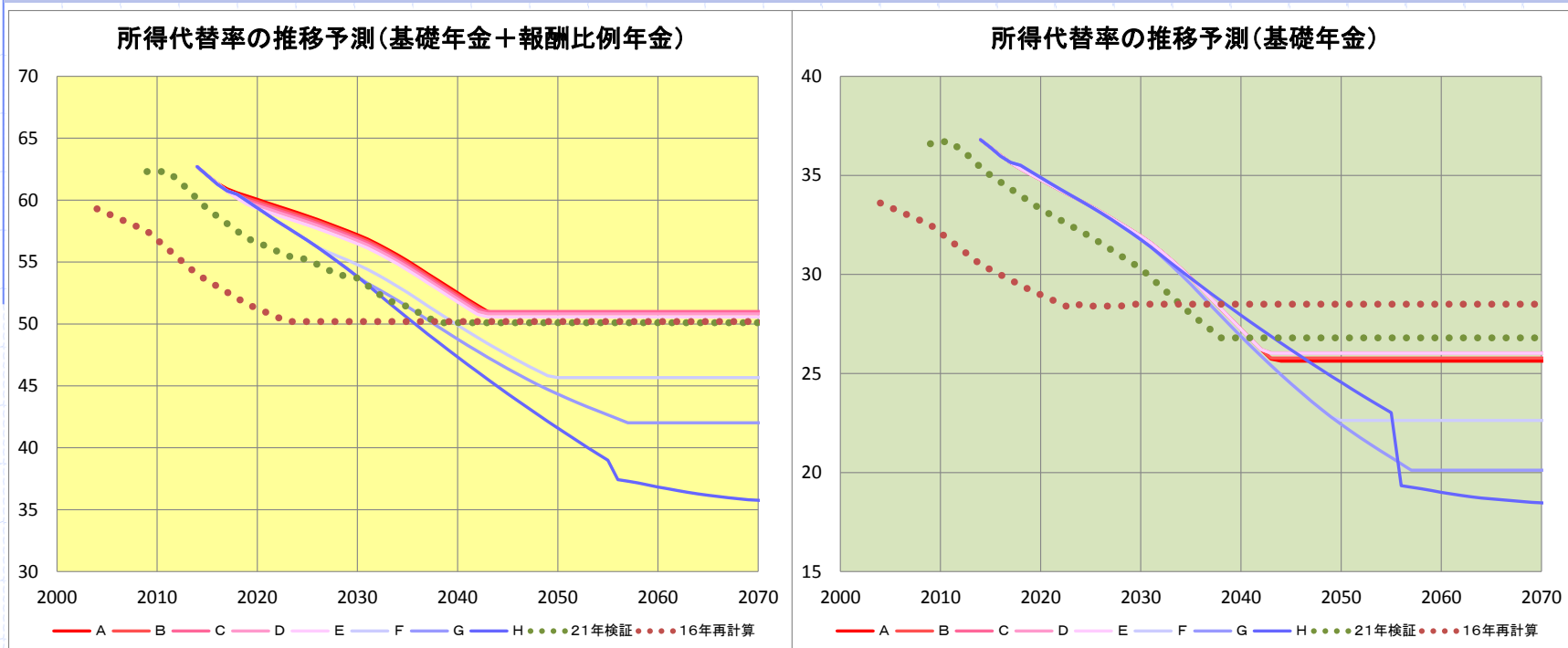
- 賦課方式の年金財政においては、積立金は重要ではあるがインパクトは限定的である。より重要なのは、「資産」の大部分を占める「保険料資産」(＝保険料総額×滞留期間)の充実である。
- 日本もスウェーデンも保険料水準が固定されているため、「保険料資産」を大きくするためには、次が重要となる。
  - 被保険者個々の報酬および報酬の総額を増やすこと
  - 滞留期間(在職期間)を長くすること
- このことは、生産性を向上させること、および、就労期間を伸ばすことにより達成される。その意味では、社会経済が持続可能でなければ年金制度も持続可能でなくなるという、あたり前のことを認識することが重要。
- 日本の年金制度は、マクロ経済スライドによる給付水準の調整が行われるため、ほとんどのケースにおいて収支相等が確保される。
- マクロ経済スライド下で上記を達成することの効果は最終的な給付水準(および給付水準調整の終了年度)に現れるわけであり、これは十分性の確保にも資する。

※本議論は、日本の公的年金制度でスウェーデンのようなバランスシートが技術的に作成可能と主張するものではない。

# 十分性の観点からの論点

## 基礎年金の給付水準低下とオプション試算

## 厚生年金の給付水準に関する財政再計算、財政検証の結果の経緯

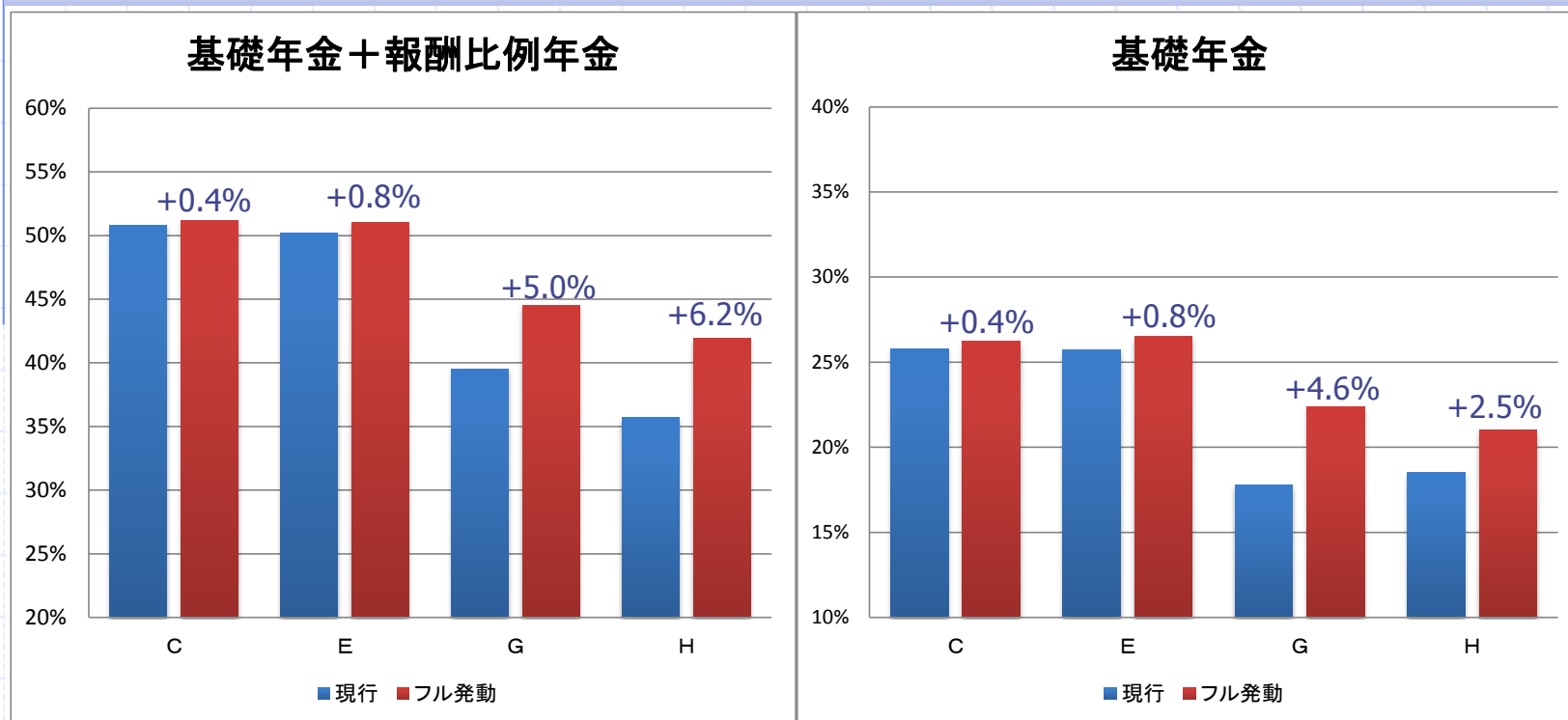


出所:「厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果」、「平成21年財政検証結果レポート—国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(詳細版)—」、第21回社会保障審議会年金部会(平成26年6月3日)資料1-1、および「平成26年財政検証詳細結果等」をもとに筆者作成

# 十分性の観点からの論点

## 基礎年金の給付水準低下とオプション試算

### I. マクロ経済スライドのフル発動が給付水準に与える影響



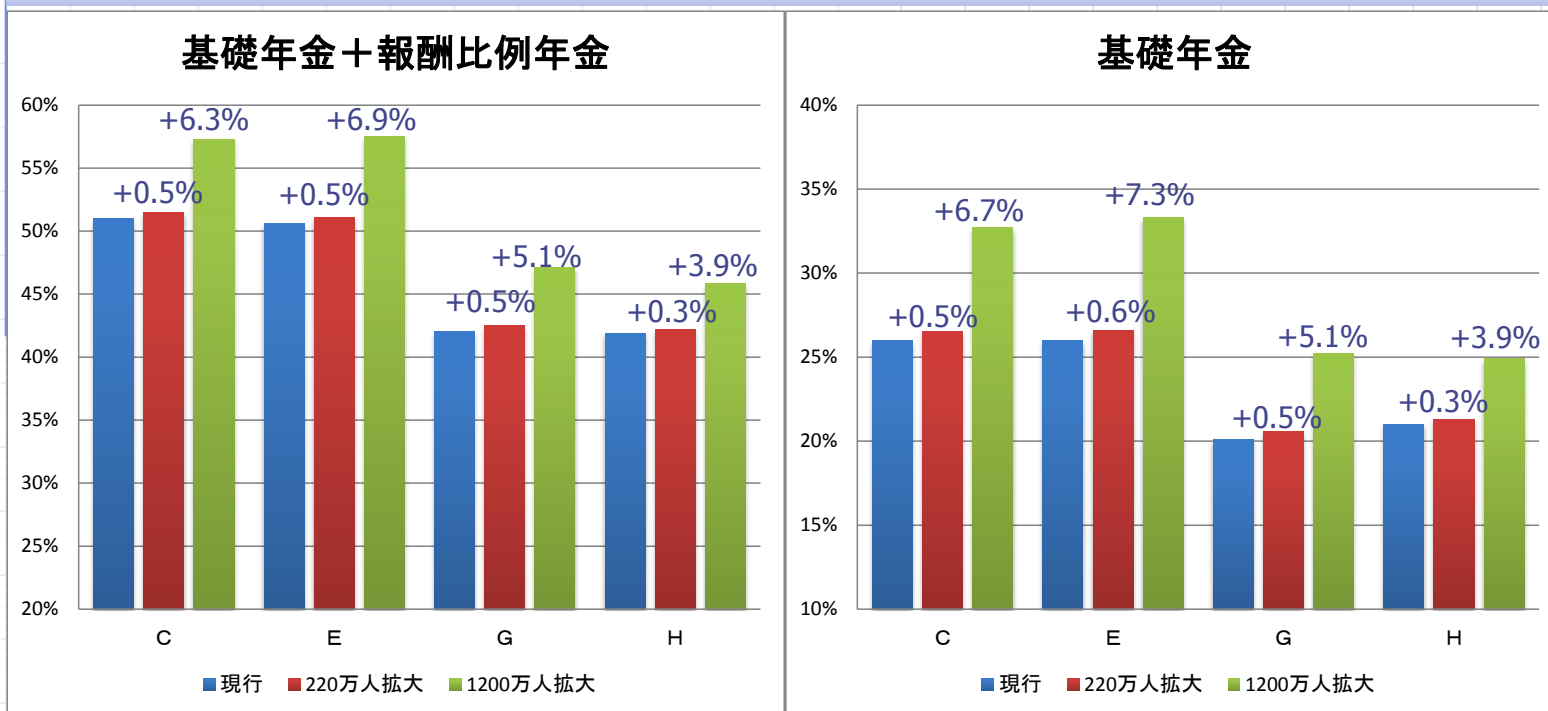
- ・ 現行の仕組みでは、物価、賃金の伸びが低い年度はマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定(前記「経済変動あり」)。(物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定)
- ・ この経済状況において、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合と比較。
- ・ 所得代替率が50%を下回るケースでは、機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を採用。積立金が枯渇するケースでは、以降の年度の所得代替率の平均値を算出。なお、ケースHの「フル発動」では、積立金は枯渇しない。



# 十分性の観点からの論点

## 基礎年金の給付水準低下とオプション試算

### Ⅱ. 被用者保険の適用拡大が給付水準に与える影響



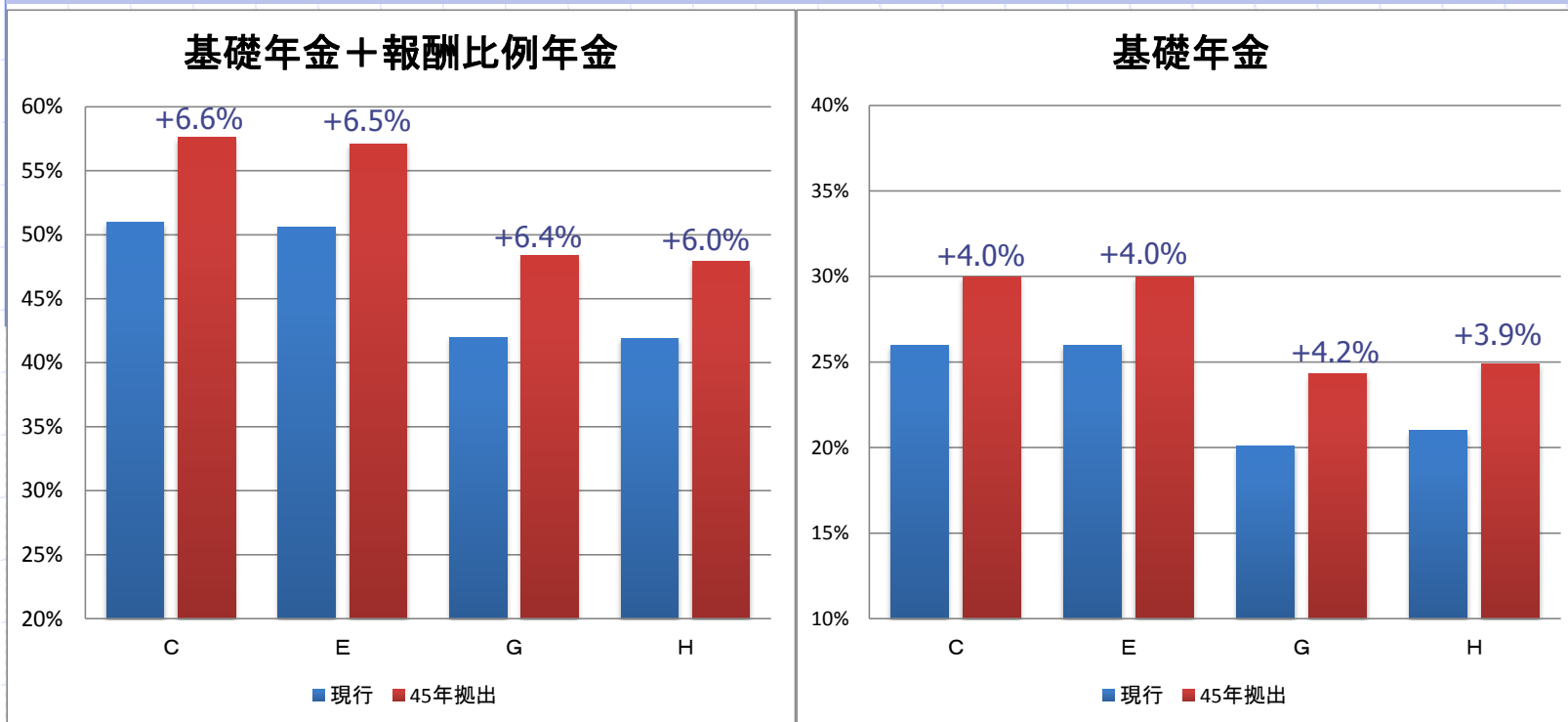
- ・ 現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革による平成28年10月のパートの適用拡大(25万人ベース)を反映。その後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施。
- ・ 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため、220万人の場合は0.3%程度、1200万人の場合は3.3%程度上昇する前提。
- ・ 所得代替率が50%を下回るケースでは、機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を採用。ケースC、E、Gは経済変動なし、ケースHは経済変動ありの結果同士を比較。

出所：第21回社会保障審議会年金部会(平成26年6月3日)資料1-1をもとに筆者作成

# 十分性の観点からの論点

## 基礎年金の給付水準低下とオプション試算

### Ⅲ. 高齢期の保険料拠出が給付水準に与える影響①



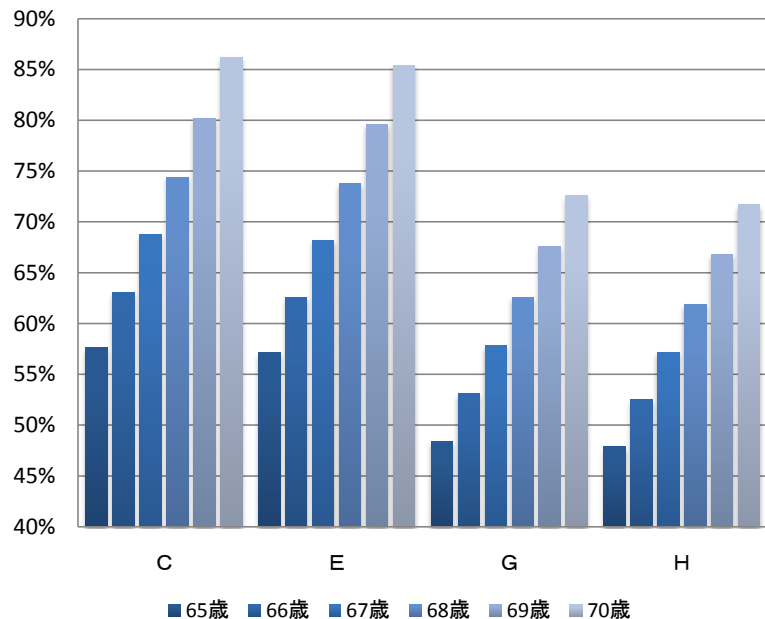
- 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更(平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。スライド調整率は、現行の仕組みと同様)。なお、65歳以上の在職老齢年金を廃止。
- 所得代替率が50%を下回るケースでは、機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を採用。ケースC、E、Gは経済変動なし、ケースHはマクロ経済スライドのフル発動を前提。

# 十分性の観点からの論点

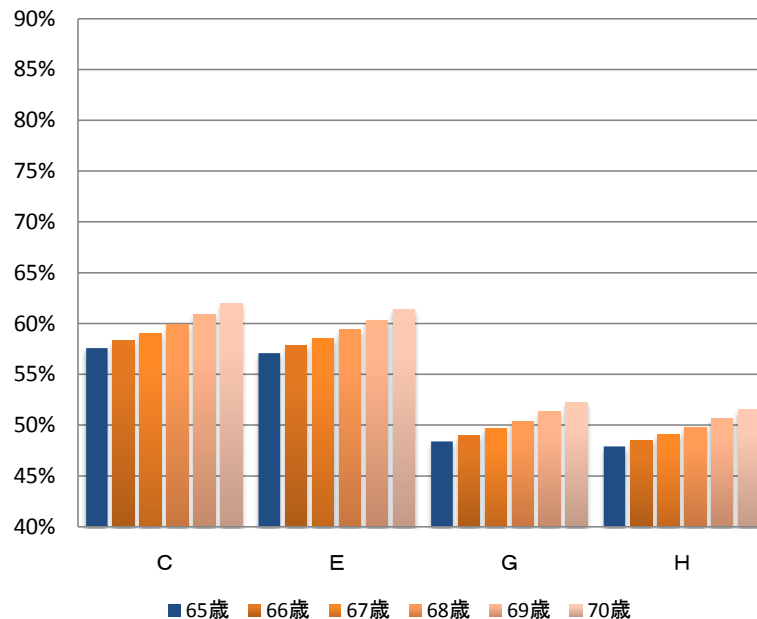
## 基礎年金の給付水準低下とオプション試算

### Ⅲ. 高齢期の保険料拠出が給付水準に与える影響②

退職年齢と受給開始年齢の引き上げ



参考：拠出期間延長の効果



- 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を45年(20~65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。更に、65歳を超えて就労した者が厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択することを想定。なお、65歳以上の在職老齢年金を廃止。
- 所得代替率が50%を下回るケースでは、機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を採用。ケースC、E、Gは経済変動なし、ケースHはマクロ経済スライドのフル発動を前提。

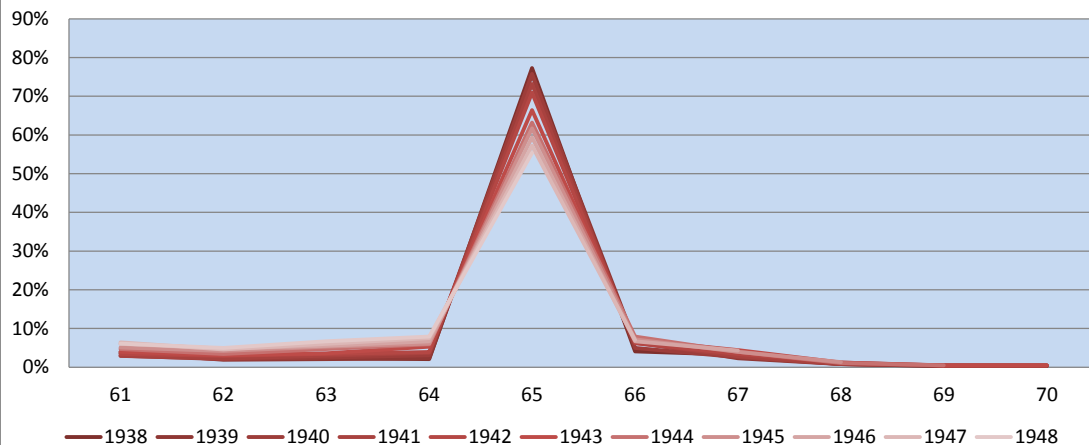
# 十分性の観点からの論点

## 基礎年金の給付水準低下とオプション試算

- 基礎年金にマクロ経済スライドを適用すべきでないという議論があるが、保険料水準固定方式との関係はどうか？
- 給付水準の調整期間を一致させる手法として被用者年金と国民年金との財政統合が考えられるが、問題はないか？
- オプション試算の案を統合した場合の効果を確認すべきでは？
- 老齢年金の支給開始年齢を引き上げるべきとの議論があるが、雇用と連動して個人が受給を繰り下げるとした場合との相違点は？

### 参考: スウェーデンにおける受給開始年齢の変化

生年コーホート別の受給開始年齢の選択率の推移



出所: ORANGE REPORT 2013 Annual Report of the Swedish Pension System (Swedish Pension Agency) をもとに筆者作成

## 年金積立金の運用の論点

- 積立方式へ移行したうえで積立金を国債購入に充てても、全体としては何も変わらない。
  - 賦課方式の制度から義務的な個人勘定制度に移行する際等の議論
- 年金積立金の運用期間について、①純キャッシュフローの平均期間や②債務の金利感応度によるデュレーションの概念は、適切な情報を提供しない場合がある(次ページ参照)。
- 海外には国外にのみ投資する国もある。
  - リスク分散の観点からは一考に値するかもしれない
  - 非常時に備えるのであれば日本国債は自国内で保有しないと意味がない
- 財政検証における年金積立金の運用利回りは、国債と同程度のリターンに分散投資効果を上乘せして策定しているが、これは賃金上昇率に対する実質値となっている。
- 賃金上昇率をヘッジできる資産は存在しないという点で困難な面があるとは思いますが、これを目安に運用対象・運用基本方針・運用手法を含めて実際の運用戦略を検討するのは、GPIFを中心とした公的年金積立金の運用主体の役割と考える。

# 年金積立金の運用の論点

第5回専門委員会に小職が提出した資料をもとに作成

平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(平成23年3月28日)

制度別、項目別のデュレーション	厚生年金	国民年金
支出	31.5年	30.8年
運用収入を除く収入	29.5年	29.7年
純支出	53.5年	55.7年

これらの数値を資産運用の戦略策定にあてはめることは妥当か？

例: 積立金20と10年後の保険料収入30とで20年後の給付支出50を賄うとする(金利は0%とする)。この場合、収入と支出のデュレーションは、それぞれ10年、および20年となる。一方、純支出のデュレーションは35年と算出される。通常は積立金を20年満期の債券に、10年後の保険料収入を10年満期の債券に投資すると思うが、35年の意味とは？

## 企業年金的デュレーション

企業年金におけるデュレーションは、過去の期間に対応する給付債務の金利感応度として算出される。平成21年財政検証の報告書にもとづく、この方法による厚生年金のデュレーションは、約12年となる。

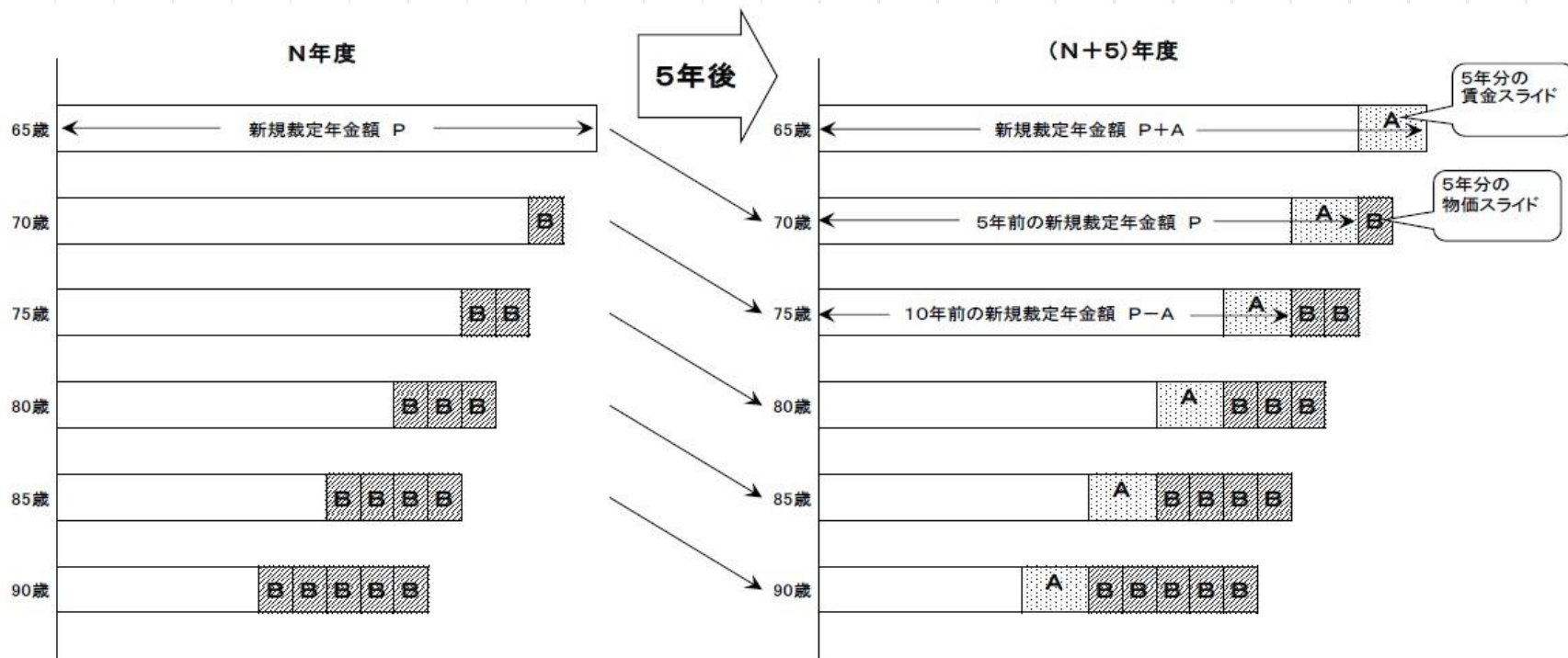
割引率	過去期間に対応する給付現価(国庫負担控除後)
4.1%(長期の運用利回り)	640兆円
2.5%(長期の賃金上昇率)	790兆円

積立方式の制度でないので、この数値も運用方針の策定には適さないかもしれない。

# 公的年金制度の財政構造

## 年金給付費は賃金上昇率に連動して増加

- 新規裁定者の年金額は現役時代の賃金に応じて再評価されるため、新規裁定者の年金額は賃金上昇率により上昇していく。また、新規裁定後は物価上昇率に応じて年金額が改定される。
- 左右の図を比較すると、新規裁定者の年金額の上昇割合分(=名目賃金上昇率分)だけ年金給付費(横棒の合計)が増加している。



(注1) 定常状態を仮定。

(注2) 斜線部分(B)は裁定後の物価スライド分を表す。

# 公的年金制度の財政評価

## 年金財政上の積立金の運用実績の評価

年金財政上は、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が実質的な収益となる。名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」を、財政検証における前提と比較評価する。なお、比較対象となる財政検証の数値は、長期の数値ではない。

### 平成24年度運用報告

	実績			財政再計算及び財政検証上の前提	差 (①-②)
	実質的な運用利回り①	名目運用利回り	名目賃金上昇率	実質的な運用利回り②	
① 平成24年度	9.33%	9.56%	0.21%	-0.76%	10.09%
② 平成13~24年度平均 (自主運用開始から(過去12年))	2.76%	2.26%	-0.49%	0.37%	2.38%
③ 平成18~24年度平均 (管理運用法人設立から(過去7年))	2.08%	1.53%	-0.54%	-0.14%	2.22%

### 足元の前提(内閣府試算)

年度	経済中位ケース			経済高位ケース			経済低位ケース		
	物価上昇率	名目賃金上昇率	名目運用利回り	物価上昇率	名目賃金上昇率	名目運用利回り	物価上昇率	名目賃金上昇率	名目運用利回り
平成21(2009)	▲0.4	0.1	1.5	▲0.4	0.1	1.5	▲0.6	▲0.5	1.5
22(2010)	0.2	3.4	1.8	0.3	4.3	2.0	▲0.3	1.7	1.7
23(2011)	1.4	2.7	1.9	1.8	3.2	2.2	▲0.4	1.3	1.7
24(2012)	1.5	2.8	2.0	1.9	3.2	2.5	▲0.4	1.5	1.7
25(2013)	1.8	2.6	2.2	2.1	2.9	2.8	▲0.1	1.4	1.8
26(2014)	2.2	2.7	2.6	2.5	3.0	3.4	0.4	1.6	1.9
27(2015)	2.5	2.8	2.9	2.8	3.1	3.9	0.8	1.6	2.0
28(2016)	1.0	2.5	3.4	1.0	2.9	4.0	1.0	2.1	2.8
29(2017)	1.0	2.5	3.6	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.1
30(2018)	1.0	2.5	3.9	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.4
31(2019)	1.0	2.5	4.0	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.7
32(2020)以降	1.0	2.5	4.1	1.0	2.9	4.2	1.0	2.1	3.9

平成21年財政検証における内閣府の試算による平成24年度の経済前提は、賃金上昇率2.8%、運用利回り2.0%であった。

足下の前提

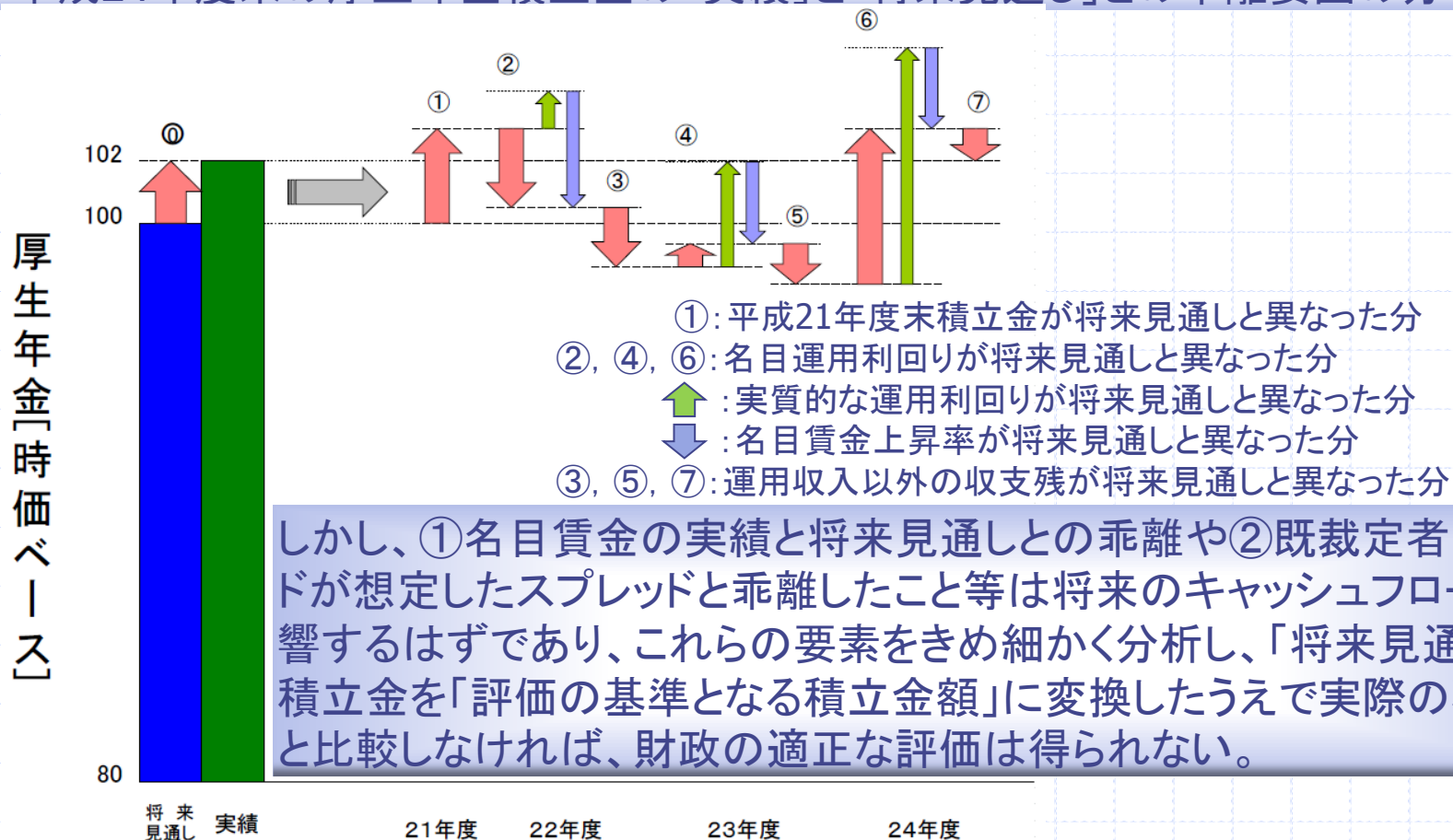
長期の前提



# 公的年金制度の財政評価

## 年金数理部会の分析

### 平成24年度末の厚生年金積立金の「実績」と「将来見通し」との乖離要因の分析

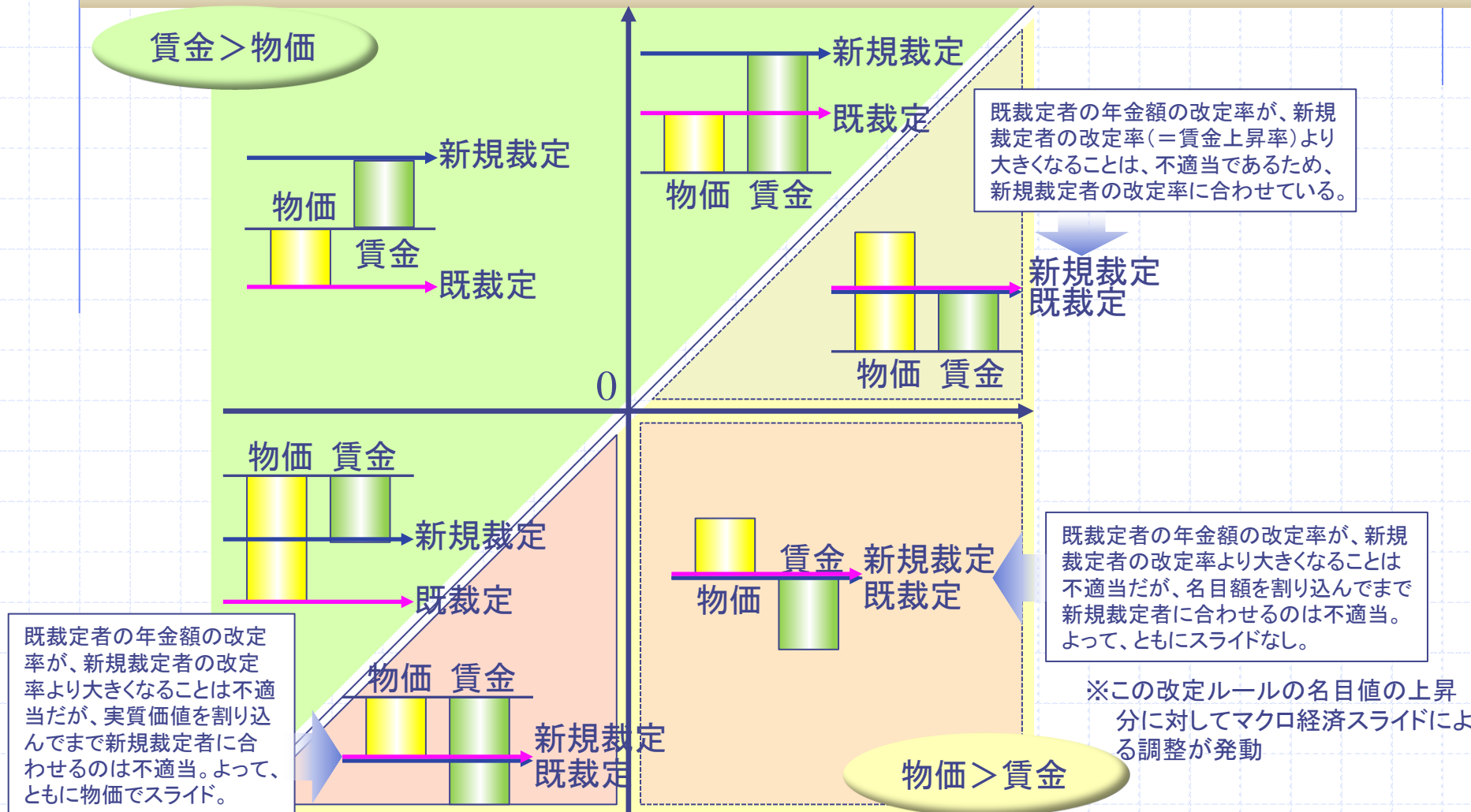


しかし、①名目賃金の実績と将来見通しとの乖離や②既裁定者のスライドが想定したスプレッドと乖離したこと等は将来のキャッシュフローに影響するはずであり、これらの要素をきめ細かく分析し、「将来見通し」の積立金を「評価の基準となる積立金額」に変換したうえで実際の積立金と比較しなければ、財政の適正な評価は得られない。

# 公的年金の財政構造

現行制度における賃金上昇率、物価上昇率と年金額の改定ルール

賃金 > 物価



既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率 (=賃金上昇率) より大きくなることは、不適當であるため、新規裁定者の改定率に合わせている。

新規裁定  
既裁定

既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなることは不適當だが、名目額を割り込んでまで新規裁定者に合わせるのは不適當。よって、ともにスライドなし。

既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなることは不適當だが、實質価値を割り込んでまで新規裁定者に合わせるのは不適當。よって、ともに物価でスライド。

※この改定ルールの名目値の上昇分に対してマクロ経済スライドによる調整が発動

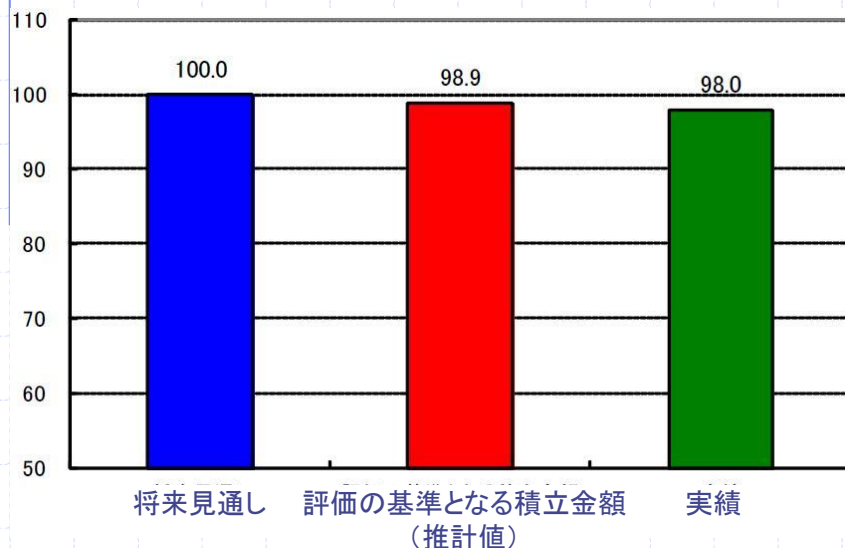
物価 > 賃金

# 公的年金制度の財政評価

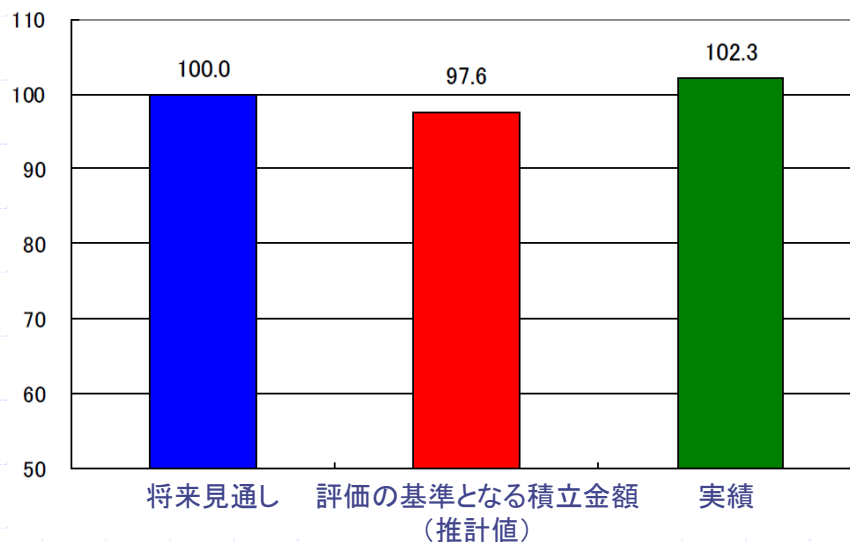
## 年金数理部会の分析

### 厚生年金の財政状況の評価(平成23年度、24年度)

平成23年度



平成24年度



■を100として指数化している。

中央の棒グラフ■は、左端の棒グラフ■について、名目賃金上昇率等が将来見通しと異なったことの寄与分を除いた推計値である。その際、給付費等のうち賃金上昇率に連動しない部分の影響を推計して補正している。

出所:「公的年金財政状況報告書ー平成24年度ー」、社会保障審議会年金数理部会、平成26年3月20日  
「公的年金財政状況報告書ー平成23年度ー」、社会保障審議会年金数理部会、平成25年3月29日

# 公的年金の財政構造

- 平成27年の被用者年金一元化を控え、年金数理部会の役割は今後ますます重要になると考えます。
- 分析内容は難しくても、その正当性を平易にアピールすることが、結果として「わかりやすいが間違った議論」を排除するとともに年金制度の信頼性や持続可能性を高めることになると思います。
- その意味で、年金数理部会自身も年金制度のリスク管理の上で重要な役割を担っていると考えます。

ご静聴、ありがとうございました・・・。

